

	加算の算定状況	提出期限	提出物
1	令和6年4・5月に旧3加算を継続して算定し、 令和6年6月から新加算を算定する事業所 ※旧3加算の区分変更がある場合を含む	令和6年4月15日（月）	①処遇改善計画書 ②(6月以降分)体制等状況一覧表 ※旧3加算の区分変更がある場合 ③(4・5月分)体制等状況一覧表
2	令和6年4・5月から新たに旧3加算を算定し、 令和6年6月から新加算を算定する事業所	令和6年4月15日（月）	①処遇改善計画書 ②(4・5月分)体制等状況一覧表 ③(6月以降分)体制等状況一覧表
3	令和6年6月から新たに新加算を算定する事業所 ※旧3加算を算定していない事業所のみ	令和6年6月15日（土）	①処遇改善計画書 ②(6月以降分)体制等状況一覧表
4	令和6年7月以降に新たに新加算を算定する事業所	・ 居宅サービス 加算を算定する月の前月15日まで ・ 施設サービス 加算を算定する月の1日まで	①処遇改善計画書 ②(6月以降分)体制等状況一覧表

※旧加算：現行の「介護職員処遇改善加算」「介護職員等処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」

※新加算：令和6年6月から新設される「介護職員等処遇改善加算」